

資料

一、營業「および」手工業の宣誓組合および同業体の廃止に関する勅令・一七七六年二月（テュルゴ「Turgot」勅令）

二、一七九一年三月二日＝一七日の「すべてのエド税、すべての親方身分および宣誓組合の廃止および營業免許状の設定にかんする」デクレ（ダラルド「d'Allarde」法）

中 村 紘 一 訳

〔解説〕

私は、先般、「早稲田法学会誌」第二〇巻に、「ル・シャブリエ法研究試論」を発表し、そのなかで、近代社会における団結の法構造を、近代社会成立の原点＝市民革命期において、とり

わけ「營業の自由」との関連でとらえなおしてみるところを試みた。その際、ル・シャブリエ法についての分析のみではなく、「市民革命の前後に続いて現われたテュルゴ勅令、ダラルド法、ル・シャブリエ法を、有機的関連を持った一体をなすもの

としていけば捉えなおすことが、資本主義社会における団結の問題を考へる出発点として重要であらうと考へた。三者とも、歴史的に重要な意義をもったものであるので、是非とも全文を資料として添えたかったのであるが、紙数の関係で、ル・シャブリエ法の全訳を付することしかできなかった。

このたび新たな機会を得て、テュルゴ勅令およびダラド法の全訳を資料として発表することとなったが、両法令とも、わが国では完全な形で訳がこれまでなされていないことでもあり、資本主義法の歴史的理理解をめぐす研究者にとって幾分か役立つものではないかと希望している。

なお、この二法令の訳出にあたって、東京大学の稲本洋之助氏の懇切な指導を受けることができたことを、同氏に感謝している。

營業「および」手工業の宣誓組合および 同業体の廃止に関する勅令・一七七六年 二月（Turgot 勅令）

〔前文〕

われわれは、わが臣民のすべてに対し、彼らにその諸権利の完全かつ全面的な享受を保障する義務を負う。その労働とその

勤勞以外の所有を持たないが故に、生存するために有するこの唯一の資源〔労働と勤勞〕をその全面にわたって使用する必要と權利をいっそう多く有している人びと、この階級の人びとに対して、われわれは、とくに、この保護の義務を負う。

われわれは、たしかに古い制度ではあるが、時も、世論も、またそれら〔の制度〕を承認してきたようにみえる權威から発した証書でさえも正当化することができなかった諸制度がこの自然の共通の權利をたびかさねて侵害したことを心いたましく見てきた。

わが王国のほとんどすべての都市において、さまざまな手工業の行使は、同業体に結集した少数の親方の手に集中されている。彼らのみが、他のすべての市民を排除して、彼らがその排他的特權を有する個別的營業の物品を製造しまたは販売することができると。その結果、わが臣民のうち、好みによりまたは必要により、手工業に従事することをこころざす者は、親方身分を獲得するのになければそれを達成できない。彼らは、有害であり無駄でもある長い試練のちでなければ、また諸税すなわち多くの重税〔の支払い義務〕をみたしたのちでなければ親方身分にうけいられない。彼らがその營業または仕事場を開業するため、また生活するためにも必要とした（であろう）資金の一部は、これらの重税によって純粹の損失として消費され

しまうことになる。

その資産がこれらの損失を補うに足りない者は、結局、親方の支配下で不安定な生活手段を有するのみとなり、赤貧に悩み、または、彼らが国家のために役立たせることができたであろう労働を彼らの祖国の外に持ち出さざるをえないことになる。

すべての階級の市民は、彼らが雇傭しようとする労働者を選択する権利を奪われ、労働の報酬と熟練をもとめる競争が彼らに与える利益を奪われている。こととなった同業体の何人かの労働者に頼ることなしには、もっとも簡単な仕事ですらおこなえないことがしばしばである。また、時間がかかる、不誠実であるといった問題、これらの種々の同業体の要求が必要とし、または助長している重税、そして彼らの恣意的な、利害のからんだ制度の気まぐれなどに遭遇することなしに仕事をすることはできないのである。

かくして、これらの諸組織がもたらす効果は、国家にかんしては、商業 (commerce) および勤勉な労働のはかり知れない減退であり、わが臣民の大部分にかんしては、賃金および生活手段の損失である。都市の住民一般にかんしては、排他的特権への隷属であり、その効果は、実質的な独占の効果とまったく類似している。この独占は、労働し、販売することによって公

衆に対して独占を行使する者が、彼らの側で他の同業体の商品または労働を必要とするときに彼ら自身つねにその犠牲者となるという、そのような独占である。

この濫用は、徐々に浸透してきた。それはもといえば私人の利害の産物であり、彼らは、この濫用を公衆に対しておこなった。権威が、見せかけの有用性によってだまされたり籠絡されて、それらに一種のサンクシオンを与えたのは、ずっと後になってからである。

惡の根源は、同一の手仕事の職人に認められた、集合し、一つの団体として結合する権能それ自体にある。

都市が、封建的隷属から解放され、自治体を形成しはじめたとき、市民を彼らの職業によって分類することが容易になったことが、それまで知られていなかったこの慣行を導入したように見える。かくして、さまざまな職業がいわばそれと同じだけの個別的な同業体になり、それらによって全体的な同業体が構成された。信徒会 (confréries) は、同一の職業の者を相互に結びつけている絆をいっそうひき締め、それらの者に、集合し、かつ、集会において個別的社会の構成員の共通の利益を議する機会をよりひんばんに与えた。信徒会は、その共通の利益を、社会全体の利益を犠牲にして、不断の活動によって追求した。

同業体は、ひとたび形成されるや、規約を作成した。そして公共の善 (*bien public*) をさまざま口実として、その規約を警察に承認させた。

これらの規約の基礎は、まず、同業体の構成員でない者はなにびとも、手仕事に従事する権利から排除することである。彼らの一般的精神は、親方の数を極力制限し、親方身分の取得を、現在の親方の子以外のすべての者にとって、のりこえることがほとんどできないほど困難にすることである。入会の費用および形式の多様性、つねに恣意的に判定される主作品のむずかしさ、とくに徒弟期間が金がかかり無用に長期であること、さらに仲間職人制度 (*compagnonnage*) による長期にわたる隸属は、この目的に資するためのものである。これらは、「今日」なお、親方志願者の労働を長期間無償で享受させることを目的とする諸制度である。

同業体は、とくに、その領域から、行商人の商品や制作物を排除することに専念した。同業体は、同業体が粗悪であると判断した商品の取引をしめだすことの利益を主張して、それを根拠にした。この理由によって同業体は、自らのために、原料の品質、その使用および製造を規定することを目的とするあらたな規則を要求するに至った。これらの規則は、同業体の役員に執行が委ねられたため、それらの者に一つの権威を与え

た。この権威は、違反を口実にして、さらにより確実に行商人を排除するだけでなく、同業体の親方さえもボス (*chef*) の支配に服させ、予想される違反によって追及される恐怖から彼らの利益をその団体の利益と決して離させず、したがって親方たちを、独占の精神によって同業体の主要な構成員に鼓吹されたすべての策謀の共犯者となるよう強制する手段となったのである。

これらの規約の不合理で無限に多様な、しかしつねに各同業体の親方たちの最大の利益によって定められた規定中には、親方の息子または親方の未亡人と婚姻する者以外のすべての者を全面的に排除するものがある。「また」他のいくつかの規定は、彼らが他所者とよんでいる者、すなわち他の都市で生まれた者をすべて排斥している。

多数の同業体においては、婚姻しただけで、徒弟制度から、したがって親方身分から排除されるに充分である。これらの規約の制定を支配してきた独占の精神は、女性をその性にもっとも適する手職、たとえば刺繍から排除するにいたった。彼女達 は、自分自身の計算でそれらの手職に従事することはできないのである。

われわれは、奇妙で、専制的で、人間性および善良の風俗にも反する規定をこれ以上数えあげることにはやめる。貪欲によつ

て編纂され、無知の時代に審議もされずに採択され、知られるという点のみが欠け、そのため公衆の憤激の対象にもならなかったあいまいなこの種の法典は、かような規定によって満たされているのである。

これらの同業体は、しかし、すべての主要な都市においてその規約やその特権を承認させるにいたった。それは、ときには種々の口実によって、または財力によって入手されたわれわれの先代たちの公開状 (lettres) によってであったが、ある王の時代からつぎの王の時代へと、公開状の確認を、しばしばわが法院の判決によって、ときには違警罪判決によって、または単なる慣習によってこれらの同業体に買いとらせてきたのである。

最後には、産業 (industrie) に加えられたこれらの拘束を普通法 (droit commun) とみなす習慣が支配したのであった。

政府は、これらの同業体に課された税およびそれらの同業体の特権の増加を、みずからの財源とすることに慣れた。

一五八一年一二月の勅令によって、アンリ三世はこの制度に對して一般的法律としてのひろがり形式を与えた。彼は、王国のすべての都市および場所において、手工業を同業団体として確立した。彼は、すべての職人を、親方身分および宣誓組合の支配に服さしめた。一五九七年四月の勅令は、すべての商人

を職人と同一の法律に服さしめることによってこの規定をさらに加重した。一六七三年三月の勅令は、純粹に税に関するものであるが、さきの二つの勅令の執行を命ずると同時に、すでにある多数の同業体に、それまで知られていなかった他の同業体を付け加えた。

財政は、これらの団体が存在することに見出していた財源を拡張しようとますます努めた。あらたな同業体および親方身分の設立に対する税とは別に、種々の名称で、同業体に職株 (office) がつくられた。そしてこの職株を同業体が起債を許された借入れ (emprunts) によって買い戻すことを強制した。同業体は、同業体に譲渡された報酬 (gages) または税 (droits) の収入 (produit) によって「借入金」の利子を支払った。

同業体の存在が産業にもたらす巨大な損害に関して、およびそのもたらす自然法 (droit naturel) に対する侵害に関して、誤った判断をつづけさせてきたのは、おそらくこの財政上の手段という誘惑である。

この誤った判断は、若干の人びとにとっては、労働する権利は、国王に属する権利 (droit royal) であり、君主が売却することができ、臣民が買わねばならないものである、と主張するまでに達した。

われわれは、このようないまわしはさつさとしりぞけてし

まおう。

神は人間に欲求を与え、人間にとって労働による収入を必然のものとすることによって、労働する権利を、すべての人間の所有権 (propriété) とした。そして、この所有権は、すべての所有権の中で第一の、そしてもっとも神聖で、もっとも不滅のものである。

われわれは、人類のこの不可譲の権利に対して加えられたすべての侵害からわが臣民を解放することを、わが正義の第一の義務の一つであり、かつ、わが善行にもっともふさわしい行為の一つであるとみなしている。われわれは、その結果、これらの恣意的な制度を廃止することを望んでいる。これらの制度は、貧困者にその労働によって生きることを許さず、その弱さがより多くの必要とより少ない収入を与えている〔女〕性を排斥し、また、それらの者に避けがたい貧困を余儀なくさせることによって、誘惑と放埒を助長している。それら〔の制度〕は、競争心と勤労とを遠ざけ、事情によって同業体への加入ができないでいる者の才能を役立たなくさせる。それらは、その職業 (état) や技芸に他所者がもたらすすべての知識を奪いさる。それらは、考案者が遭遇する多くの困難によって、技芸の進歩を遅れさせている。種々の同業体は、それら考案者に対して、それら〔の同業体〕がなしたのではない発明を行使する権

利を否認している。また、これら〔の制度〕は、職人が労働する権能を取得するために支払うことを義務づけられている巨額の費用によって、彼らが遭遇するすべての種類の重税 (exactions) によって、違反云々を理由とするさまざまな差押えによって、あらゆる種類の出資と費消によって、〔また〕これらすべての同業体の間でその排他的特権の範囲に関する個々の主張がひきおこす果てしのない訴訟によって、勤労に対して、その職業にとつてはなんの報いもなく、臣民にとつて金がかかる巨額の課税 (impôt) を過重に課している。それら〔の制度〕は、最後に、同業体の構成員が互いに結合 (se lier) し、もっとも貧しい者に富者の法律を耐え忍ぶことを強制することが容易とされていることによって、独占の道具となり、また、人民の生存にとつてもっとも必要な産物 (denrées) の値段をその自然的比率をこえてつり上げる結果をもたらす策謀を奨励している。

われわれは、未知の手職に従事することについてすべてのものに与えられた自由を大勢の職人が行使し、世の中に粗悪な製作物がはんらんするのではなからうかという恐れからこの正義の行いをやめることは決していないであらう。自由は、それがずっと以前から確立されている場所においては、これらの恥すべき結果をもたらすことは決してなかった〔からである〕。域外

および他の特権的場所の労働者は、パリの城域内の者に劣らずよく労働する。すべての者は、製作物の完全性に関して、宣誓組合の警察がいかに空しいものであるかということを、そして、同業体の構成員はすべて、団体の精神によって互いに支えあう傾向があるので、訴え出る個人はほとんどつねに処罰され、そして、裁判所から裁判所へとその訴えの目的物以上に費用のかかる裁判をつづけてつかはれてるということを知っている。

営業のなりゆきをよく知っている者はまた、交易 (trafic) または工業のすべての重要な事業が二種類の人間の協力を必要とすることを知っている。「すなわち、」各営業に必要な原材料〔および〕器具の前払いをする事業者と定められた賃金を受けて前者の計算で労働する単なる労働者〔である〕。このようなものが、事業者または親方と労働者または仲間職人との間の区別の真の起源である。それは事物の本性に基づいているのである。宣誓組合の恣意的制度によるのではない。確かに、営業においてその資本を用いる者は、彼らの材料を良き労働者にのみゆだねることを最大の利益とする。そして、商品を損じまた買手を尻込みさせるような悪質な労働者を彼らがたまたまつがんでもそれを恐れるにはあたらぬ。また、事業者は、良き労働者を選びそして彼らの労働を監視することが十分できるほど

にはよく知らない営業にその資産を投入はしないであろうと推定しなければならぬ。したがって、われわれは、徒弟制度、仲間職人制度および主要作品〔の制度〕を廃止することによって、公衆が悪いものを与えられるままになるという心配をしない。われわれはまた、多数のあらたな労働者の急増によって、旧来の労働者を破滅させ、営業に対して危険な衝撃を与えるという心配もしない。

営業がもつとも自由である場所においては、すべての種類の商品および労働者の数は、つねに限定され、必要、すなわち消費と必ずつりあっている。その数は、自由がみとめられた場所では、この割合を超えないであろう。いかなるあらたな事業者も、成功が疑わしくもある事業のために、また、盛業中の営業の利益を享受しているすべての現在営業中の親方との競争を恐れなければならぬ事業のためにその資本をかたむけることによって、自己の資産をあやうくすることを欲しないであろう。

現に同業体を構成している親方は、彼らが売り手として持っている排他的特権を失うが、すべての他の同業体の排他的特権の廃止によって買い手として利益を得るであろう。〔また〕職人は、そのことによって、彼らの製作物の製造において多くの他の同業体の親方にもはや従属しないという利益を得るであろう。それぞれの同業体がいくつかの必要不可欠の部品を供給す

る特権を主張していた「からである」。商人は、排他的特権の廃止によって、彼らの主たる營業に付屬するすべての品をとりそろえて販売することができるといふ利益を得るであらう。両者とも、そのことによって、彼らの同業体のボスや役員にもはや從屬せず、ひんばんな検査手数料 (*trois de visite*) をもはや彼らに支払わず、「また、」儀式、食事、集会 (*assemblée*) および訴訟の費用など、「すなわち」その目的がくだらないと同時にそれが多種多様であることによって破滅的である無用なまたは有害な出費のための多くの負担分 (*contributions*) から解放されるという利益をとくに得るであらう。

わが臣民の一般的利益のためにこれらの同業体を廃止するにあたり、われわれは、同業体が承認された存在であることを信頼してそれらと契約を結んだ同業体の正当な債権者に対して、その債権の担保を提供する義務を負う。

同業体の債務には二種あり、そのひとつは同業体によってなされた借入金の原因とするものである。その元本 (*fonds*) は、創設された職株を同業体が取得して保有するためにわが国庫 (*trésor royal*) に払い込まれている。もうひとつは、同業体自身のあらゆる種類の経費にあてゐるために起債することを承認された借入金の原因としている。

これらの職株に付与された報酬 (*gages*)、および同業体が徴

収を許可された諸税 (*trois*) は、これまで、第一等の債務の利息の支払いに充当され、また部分的には、元本の償還にも充当されてきた。完全な償還に至るまでこれらの債務の利息および元本の支払いに充当されるべく、ひきつづき同一の報酬の原資がわが財政諸表 (*états*) に計上されるであらうし、また、ひきつづき同一の諸税がわが名において徴収されるであらう。この収入のうち同業体によって、その固有の経費のために使用されていた部分は、自由となり、われわれが元本の償還にあてる償却資金の増大に資するであらう。

第二等の債務については、われわれがわがよきバリの市状況について行なわせしめた報告から、同業体が財庫として有する資産または同業体に支払われるべき資産、および、同業体に属し、その廃止によって売却されるであらう物件 (*objets*) は、これらの債務のうち支払われるべく残っているものの総額を消滅させるのに充分であるとわれわれは確信した。それらでは充分でない場合は、われわれがそれを供与するであらう。

われわれはこのことによって、これらの同業体に対して、完全な正義を実現すると信じる。というのは、われわれは、確認税または廢事税として、王の代々にわたり同業体に要求されてきた課税 (*taxe*) を、同業体の現在の構成員に対して償還しなければならぬとは思えないからである。これらの課税は、し

ばしわが先代たちの国庫にまったく入らなかったのであるが、その対価は、これらの課税が支払われてきた〔それぞれの〕王の代において、これらの同業体がその特権を享受してきたことによって満たされてきた。

この特権は、おのおの王の代において更新される必要がある。われわれは、わが先代たちが慶事の名目で徴収するならわしであった金員をわが人民に戻した。しかし、われわれは、わが先代たちによって余りにも安易に付与された特権を審査することを命じ、また、もしわれわれがそれら〔の特権〕をわが国の福祉 (good) にとって有害であり、かつ、他のわが臣民の権利に反するものであると判断するときはその確認を拒絶するというわが主権の不可譲の権利を放棄しなかった。

われわれは、この理由で、商人および職人の同業体に対してわが先代たちによって付与された特権を確認せず、かつ、明示的に撤回し、さらに、われわれがすべてのわが臣民に対して同一の正義を負っているが故にわが全王国につき一般的撤回を宣言することを決意したのである。しかし、この同じ正義は、同業体の廃止が実施されるときにそれら〔の同業体〕の債務の支払いが準備されていることを要請している。また、わが諸地方の種々の都市に存在する同業体の状況についてわれわれが要求した説明がわれわれにまだ到着していないので、われわれ

は、それら〔の同業体〕の債務の弁済にそなえるために必要な措置をとったときまで、特別に一ヶ条を設けて、地方の都市の同業体に対するこのわが勅令の適用を停止することを決意した。

われわれは、現在のところ、われわれがすべての種類の営業および勤勞に与える自由から、理髪業Ⅱかつら業Ⅱむし風呂業の同業体を除外することを余儀なくされていることを遺憾とする。これらの職業の親方身分が職株証書によって創設されたという点で、〔また、〕その納入金がわが臨時収入として収納され、名義人に、一〇〇分の一税の支払いによってその所有権を保持する権能が与えられている点で、この設立は、この種の他の同業組合の設立と異なっている。われわれは、われわれがこれらの職株の消滅のための処理を終えうるまで、この種の勤勞の自由化 (affranchissement) を延期しなければならない。わが財政の状況がわれわれにそれを許せば直ちに、われわれはそのことをなすであらう。

それに従事することが、公共の信用、国の一般警察または人間の生命の安全にもかかわる濫用をひきおこすことのある若干の職業がある。これらの職業は、公権力の側からの特別の監視と予防措置を要求する。そのようなものとは、薬剤業、金銀細工業、印刷業の職業である。それら〔の職業〕が現在服してい

る規則 (règles) は、宣誓組合の一般的組織 (système) と結びついており、おそらくその点でそれらは、改革されなければならない。しかし、この改革の要点、すなわち諸規定を維持するのが適当かそれとも変更するのが適当かは、非常に慎重な検討をもとめることなしにはすまされぬ重要な事項である。これらの職業の従事について定められるべき規則に関するわが意図をのちにしらしめることとして、われわれは、現在のところ、それら〔の職業〕の現状に何らの変更をも加えるべきでないと信じている。

営業と勤労に対して、その享受すべき完全な自由および全面的な競争を保障すると同時に、われわれは、種々の取引き (négoes) や手工業を行なう者が知られ、かつ、同時に、警察の保護と規制のもとにおかれるよう、公けの秩序の保持が要求する措置をとるであらう。

このために、商人および職人、彼らの氏名、彼らの居所、〔および〕彼らの仕事 (emploi) が、正確に登録されるであらう。彼らは、その職業によってではなく、その居住する街区に従って分類されよう。廃止された同業体の役員は、各街区または区において設けられる総代 (syndics) によって、優先的に置き替えられ、良き秩序を監視し、警察の職責にある司法官に報告をし、かつ、その命令を伝達するものとする。

すべての同業体は、多数の争訟 (contestations) をかかえている。絶え間のない対立によって同業体の間で提起されていた訴訟はすべて、それらの同業体が主張していた排他的権利の改革によって、〔以後〕消滅するであらう。同業団体の解散に際して、同業団体の名で提起され、または主張されている現実的な利益を目的とする若干の訴訟があるならば、われわれは、権利者の権利の保持のために、それらの訴訟が終局判決まで追行されるよう配慮するであらう。

われわれは、さらに、労働の種類、完成または価格に関して職人と彼らを使用する者との間でひんばんに提起される他の種類の争訟が、もつとも短く、かつ、もつとも経費のかからない手続きによって終結するよう配慮するであらう。

第一条 いかなる資格 (qualité) および身分 (condition) にあっても、すべての外国人についても、また外国人がわれわれから帰化特許状 (lettre de naturalité) を取得していない場合であっても、すべての人にとって、わが全王国において、またとくにわがよきパリ市において、自由にそのよいと思われる種類の営業 (commerce) および手工業 (arts et métiers) の職業に就き、かつ、従事すること〔ができ〕、数個の職業を兼業することもできる。そのために、われわれは、商人および職人のすべての同業団体 (corps et communautés) および親方

身分および宣誓組合 (maîtres et jurandes) を消滅させ、かつ、廃止したのであり、また消滅させ、かつ、廃止する。当該同業団体に与えられたすべての特権 (privileges)、規約 (statuts) および規則 (règlements) は、廃止される。いかなる理由および口実によるのであっても、それら「の特権、規約および規則」を理由として、わが臣民のだれをも、その営業およびその職業の従事において妨げることはできない。

第二条 (ただし、) 当該職業または営業に従事しようとする者は、それについてあらかじめ警察總監 (lieutenant général de police) の面前で届出をとおこなわなければならない。届出では、そのための登録簿に登録される。届出では、これらの「職業または営業に従事しようとする」者の氏名、通称および居住地 (demeures) 「および」おこなおうとする営業または手仕事の種別を記載する。居住地もしくは職業の変更または営業もしくは労働の停止の場合は、当該商人および職人は、(同様に) 当該登録簿にその届出をする義務を負う。「届出では」すべて費用を要しない。それに違背するときは、届出をしないで「職業または営業に」従事した者に対して、製作物および商品の差押えおよび没収および五〇リヴルの罰金「が命じられる。」

(ただし、) 同業団体の現在の親方は、例外とする。これら

の者は、住所 (domicile) 「もしくは」職業の変更、新しい職業の兼業または営業および労働の停止の場合でなければ、当該届出をとおこなう義務を負わない。また、われわれの意図は現在まで卸売り商人 (commerçant en gros) が服していないかったいかなる規則 (règles) または方式にも卸売り商人を服せしめることではないから、卸売り営業を現におこない、またはこれからおこなおうとする者も、例外とする。

第三条 前条によって命じられた届出でおよび警察の登録簿への登録は、自己の計算において働き、かつ、公衆に販売する商人および職人にのみかわる。公衆に対して直接に責任を負わず、事業者 (entrepreneurs d'ouvrages) または親方に対して責任を負い、その者の計算において働く単なる労働者については、当該事業者または親方が、請求のたびに、これらの者についてその各の氏名、住所および勤務の種別を記載した報告書 (état) を警察總監に提出する義務を負う。

第四条 第一条および第二条に掲げられた規定には、薬剤業 (pharmacie)、金銀細工業 (orfèvrerie)、印刷および書籍業 (imprimerie et librairie) の職業は含まれないものと解される。これら「の職業」については、われわれがそれらの「職業」制度 (régime) について相応に定めるまで、ならん改正されない。

第五条 この勅令の第一条および第二条の規定については、理髪業 (barbers) Ⅱ かつら業 (peruquiers) Ⅱ 蒸風呂業 (échaufettes) の親方の同業体は、これらの職業がおこなわれている場所では、われわれがそれについて別段に命じるまでは、(同様に) 例外とする。

第六条 食肉業 (bouchers)、製パン業 (boulangers) その他その營業がわが臣民の日常生活手段を対象とするものの同業体の現在の親方は、その職業および營業を放棄しようとする旨の届出でのち、一年を経なければその職業をはなれることができない。これらの者は、その届出でを、警察總監の面前でおこなう義務を負う。これに違背するときは、五〇〇リィヴルの罰金および場合によつてより重い刑罰に処せられる(ことが望まれる)。

第七条 一定の商品を購入する相手方の氏名を帳簿 (registre) に記載することに服する金銀細工師 (orfèvres)、小間物業者 (merciers)、古着業者 (tripiers) およびその他の商人および職人は、当該帳簿をそなへ誠実に保持し、それを警察吏に初回の「提示」命令に従つて提示しなければならない。

第八条 使用が危険でありうるいかなる薬物も、薬種業 (apothicaires) の親方またはそれについて警察總監の特別の書面による許可を得た商人によつてでなければ、また当該警察

總監によつて花押された帳簿にそれを販売した相手方の氏名、資格および住居地 (demeures) を登載し、既知の、かつ、住所を有する (domiciliés) 者のみに販売することを義務とするのでなければ販売することができない。これに違背するときは、一、〇〇〇リィヴルの罰金に処せられ、事態の必要に従つて特別「の手續によつて」訴追もされる。

第九条 その作業 (travaux) が、公衆に対してであれ、個人に対してであれ、危険または顯著な不都合を惹起することがある手工業は、これらの危険およびこれらの不都合を防止するため、「すでに」定められ、または「これから」定められるべき警察規則 (règlements de police) にひきつづき服する。

第一〇条 わが王国の諸都市の種々の街区 (quartiers) において、またとくにわがよきパリ市のそれらにおいて区 (arrondissemens) が設けられ、各区において、このわが勅令の登録のときから、またはその施行のときに、初年度についてのみ一人の総代 (syndic) および二人の補助者が任命される。ついで、毎年、当該総代および補助者は、当該警察總監によつて任命される委員の家で、かつ、その立会いのもとに、当該区の商人および職人によつてそのために集会において投票の方法により選出される。この委員は、それについて調書を作成し、すべて費用を必要としない。当該総代および補助者は、当該警察

総監の面前で宣誓をおこなったのちに（ではあるが）、その区の商人および職人を身分（*estat*）または職業の別なく監視し、それについて当該警察総監に報告をおこない、その命令を受け、かつ、伝達する。総代および補助者に任命される者は、その職務の行使を拒絶することができず、職務を理由として当該商人または職人から謝礼および報酬の名義で金員または贈物を要求し、または受領することができない。これは、われわれがこれらの者に対して明示的に禁止するところであり、これに違背する場合は、瀆職「の罪」とする。

第一条 製作物の不備および欠陥によって生ずる争訟は、われわれがその審理「権」を専属的に付与する警察総監（殿）の面前に持ち出され、警察総監によってそのために委任される鑑定人の報告に基づき、費用「の負担」なしに、終審として、簡易「手続」により、裁判される。ただし、賠償の請求が一〇〇リィヴルの価額を超えるときは、その限りでない。この場合は、当該争訟は、通常の形式で裁判される。

第二条 定期約務の履行、徒弟契約（*contrat d'apprentissage*）および親方と親方のために働く労働者の間で、その労働にかんしてなされたその他の合意について提起されることのある争訟も、（同様に）警察総監（殿）の面前に持ち出され、警察総監によって、一〇〇リィヴルの価額に達するまでは、簡易

「手続」により、費用「の負担」なしに、終審として裁判される。当該争訟の目的が一〇〇リィヴルの価額を超える場合は、争訟は、通常の形式で裁判される。

第三条 同業団体の職責にある取締り（*gardes ou jurés*）または役職者（*officiers*）は、以後、なんらかの臨検、検査、「または」差押えをおこない、当該同業体の名においてなんらかの訴えを提起し、または追行し、いかなる理由によるのである、「また」われわれがその慣行を廃止した信徒会（*confrérie*）の行為を口実とするのであっても、なんらかの集会を招集し、

または出席し、および一般に当該取締り（*gardes jurés*）の資格において職務をおこなうこと、そしてとくにその同業体の構成員から、いかなる口実によるのであっても、なんらかの金員を要求しまたは受領することを明白に禁止される。これに違背するときは、瀆職「の罪」とする。ただし、当該同業団体の構成員の課税（*impositions*）にかんしてわれわれに対して負っていることのある金員については例外とし、その取立ては、今年度「分」についても、前年までに取り立てるべきであった分についても、これらの者により、完全な支払いにいたるまで通常の形式によっておこなわれ、かつ、追求される。

第四条 当該同業団体の親方、仲間職人、労働者および徒弟はすべて、それらの者の間でいかなる口実によるのであって

も、なんらかの結社または集会をおこなうことを(同様に)禁止される。その結果、われわれは、同業団体の親方および手工業の仲間職人および労働者によって結成されたことのあるすべての信徒会を、それが当該同業団体の規約によって、または他のすべての個別的証書によって、またわれわれおよびわれわれの先代者の特許状によって創立されたものであっても、消滅させ、かつ廃止したのであり、「また」消滅させ、廃止する。

第十五条 当該信徒会の際に建立された礼拝堂、信徒会の設定財産 (dotation)、財団へ拠出された財産については、司教区の司教によって、そのもっとも有益と判断する方法での使用および財団の「負債の」弁済にあてられる(ことが望まれる)。そして、わが高等法院 (cour de parlement) に宛てられた公開状の謄本が司教の決定 (décrets) に基づいて、交付される。

第十六条 わがよきパリ市における商事裁判所 (juridiction consulaire) の創設にかんする一五六三年一月の勅令および一七二八年三月一八日の宣言は、この勅令に反しない限り、商事裁判員の選挙に適用 (executés) される。その結果、当該都市において職務をおこなう商事裁判員は、その「任期」年度末の三日前に、当該都市の市民 (bourgeois) である商人を六〇人まで招集し、集合させる義務を負う(ことが望まれる)。ただし、薬種業者、金銀細工師、印刷・書籍業者の三つの廃止さ

れない団体の各からは五人をこえて、ラシャ業、食料品業、小間物業、毛皮業、編物業およびブドウ酒商人の職業および営業に従事する者から指名する場合は、当該職業にのみ従事する場合であれ、それと他の営業または手工業の職業を兼業する場合であれ、二五人をこえて招集することができない。これらの者の間では、廃止されない当該三団体の取締り、総代および補助者および当該都市の種々の区において商人および職人の総代または補助者の職務を行使し、または行使したことのある者が優先的にいられる。六〇人の人数をみたしおえるために必要な「他の」者については、(同様に) 当該商事裁判員 (juges et consuls) によって商人、交易商人またはその他商業の事情 (fait de commerce) に精通した名望市民 (notables bourgeois) が二〇人まで招集される。他の者でなく五人の現職の商事裁判員が、これらの者六〇人が集った上でそのうち三〇人を選出し、当該勅令および当該宣言によって定められた形式により、かつ、規定に従って新しい商事裁判員の選挙をすすめる。新商事裁判員は、わが高等法院の大法廷において、慣習によって定められた方法でひきつづき宣誓をおこなう。

第十七条 いかなる裁判所においてであれ、当該同業団体の間でその権利、「および」特権にかんして「存在する訴訟」、または他のいかなる名義によってであれ現に存在する訴訟はすべ

て、この勅令により消滅する。当該同業団体の取締り、代理人および他のいかなる役員も、当該訴訟を理由としていかなる訴追をおこなうことも禁止される。これに違背するときは、無効とし、「これらの者は、」生じた費用につきその個人の、かつ、私的な名において責任を負う。物品および商品の差押えから生ずる訴訟またはそれ「らの差押え」を生ぜしめた訴訟について、訴訟は（同様に）消滅し、当該物品および商品は、それらを差し押えられた者がその保管者または受寄者（である者）に對しておこなう單なる解任（「の意思表示」）によってそれらの者に返還される（ことが望まれる）。ただし、われわれがこのためにおよび返還の手續をすすめるために委任する警察總監（殿）によってなされる清算（「手續」）に基づいて、その日までに生じた費用の支払いに應じなければならない。個人に對して負うことのある損害賠償および費用は、われわれによって別段の定めがなされない限り、必要があれば当該同業体に属する資産から取（り立て）られる。

資料

第一九条 三月の期間内に、すべての取締り、および総代は、現にその職責にある者も、職務をはなれたがその管理（administration）の報告をいまだおこなっていない者も、わがパリ市においては警察總監（殿）に、地方においてはわれわれがこのために派遣する委員に報告を提出して通常の形式で確定および検査をうけ、その残余金をわれわれが命じる者に支払う義務を負う（ことが望まれる）。それから得られる金銭（dividends）は、当該同業体の負債の弁済に用いられる。

第二〇条 パリ市の同業体の負債の支払いおよびその債権者の諸権利の担保にあてるため、直ちに、警察總監に、当該負債、「すでに」なされた償還、「これから」なされるべき償還（および）それをおこなう方法について、「また」それら「の同業体」に属する現実または擬制不動産、動産的物件または負債についても、報告書が手渡される。当該同業体の債権者であると主張する者はすべて、（同様に）しかるべくその清算をすすめ、償還にあてるために、この勅令の公示の日から三月の間に警察總監にその債権の証書またはその適式に照合された写しを渡す義務を負う。

第二一条 種々の物資および商品についてわが先代（「まで」）の国王によって課され、その徴収と管理がパリ市の同業団体にまとめられた諸税の収入（products）およびさまざまな時代に

創設された職株の買戻しによってこれら〔の同業団体〕に付与され、わが財政の負債の部に含まれている俸給は、ひきつづき、他のすべての使途を排除して、当該同業体によってなされた借入れの支分金の支払いおよび元本の償還に充当される。これらの収入のうち支分金の弁済に必要な額を超える金額および徴収費用の減少によるのであれ、この収入から控除されていた同業体の経費の廃止によるのであれ、〔または〕継続的な償還による利息の減少によるのであれ、〔それから〕生ずるすべての節減は、当該借入れの元本の完全な消去まで償却資金を増大するために用いられる。そして、このために、われわれによって、警察総監の監督のもとに特別会計が設けられ、それに毎年当該俸給の金額および当該管理 (vége) の収入が払い込まれ、支分金の支払いおよび元本の償還に用いられる。

第二条 前掲第二〇条によって命じられる如く、当該同業団体の負債の弁済にその代金を用いるため、警察総監の面前において、通常の形式により、当該同業団体に属する現実または擬制不動産および動産の売却がおこなわれる。当該売却の収入が、いかなる団体または同業体についてであれ、そのわれわれに対する負債および個人に対する負債の価額を超える場合は、当該超過分は、当該団体または同業体の現在の親方の間で、均等部分によって分割される。

第三条 わが地方の都市において設立された同業団体の〔公開〕状 (vettes) については、当該同業団体の債権者である主張する者は、三月の期間内に、わが財務総監に、当該証書を検分して当該負債の金額を確定し、われわれによってその償還にあてるために、その債権の証書 (titres) またはその照合済みの謄本を手渡さなければならない。そして、当該地方都市においては、われわれがそのために必要な措置をとるまでは、この勅令によって命じられる廃止は、停止される。

第四条 この勅令によって、それに反するすべての勅令、宣言、公開状、決定、規約および規則は、〔適用を〕除外されたのであり、また除外される。……

〔原典 Isambert, t. 23, pp. 370 et s.〕

一七九一年三月二日＝一七日の〔すべての〕
 エド税、すべての親方身分および宣誓組合
 の廃止および営業免許状の設定にかんする〕
 テクレ (d'Allarde 法)

第一条 きたる四月一日から、"droits d'aides" の名称で知られ、棚卸表によって、または、卸売りまたは再卸売りにつ

いて、「および」運送の際に、「および」飲料の小売りについて、徴収せられる税、“impôts et billets et devoirs de Bretagne” “équivalent du Languedoc”、ブルザスでは“masphaneng”の名称で知られ、それに服する場所において飲料の専売特権「を意味した」税、旧フランドル、エノオ、アルトワ、ロレーヌおよびトロワ、ゼヴエシエ地方において徴収される“ quatre menbres”、およびその他の同じ性質の税、“inspecteur aux boucheries”の税および王国の全域における従業について徴収されるその他のすべてのエド税またはエドに付加される税、紙および厚紙にかんする税、現在トランプについて徴収される税および国の直接徴収にかかわる税、「また」手工業者 (manufacturiers) および製造業者 (fabricans) がその製造場 (fabriques) および手工業場 (manufactures) で生産された布地およびその他の物品に添付する義務を負う商標 (marques) および封緘について徴収される税も、廃止される。

第二条 同じ時期から、かつら業、理髪業、浴場業、蒸風呂業の職株 (offices)、証券仲買人の職株、その他技芸および営業 (commerce) の監督および仕事についてのすべての職株、親方の身分の鑑札 (brevets) および「公開」状 (lettres)、親方身分および宣誓組合への受入れについて徴収される諸税、薬剤業組合 (collège de pharmacie) の諸税、およびいかなる名

称によってであれすべての職業上の特権は、(同様に) 廃止される。

司法組織委員会 (comité de judicature) は、本条に掲げる職株の償還の態様および料率 (taux) にかんするデクレ案を直ちに提案するものとする。

第三条 宣誓組合の親方身分を取得した個人「および」特権または鑑札によって職業に従事する個人は、「国が」これらの者に負っている補償 (indemnités) の清算「手続」をすすめるため、公債務 (dette publique) の清算を担当する委員にその証書、鑑札および納付金支払済証 (quittances de finance) を提出する。この補償は、一七七六年八月の勅令およびその後の他の勅令の査定基準に基づいて、かつ、国庫 (Trésor public) に支払われた金額のみに比例して、以下に定められる方法によって決済される。

第四条 一七八九年八月四日以降に親方身分および宣誓組合に受け入れられた個人は、国庫に払込まれた全額を償還される。

受入れが一七八九年八月四日の時期より前である者については、享受年「数一年」につき三〇分の一が減額される。ただし、この減額は、総額の三分の二を超え(て伸張され)ることではない。そして、二〇年以上享受している者は、一七七六

年八月の勅令およびその後の勅令によって定められた金額の三分の一を受領する。

上に掲げた償還は、特別「財政」の会計 (caisse de l'ex-
traordinaire) によっておこなわれる。ただし、一年以上前から
その營業を放棄した個人については、償還は、おこなわれない。
親方身分を志願する個人で、取得しようとした親方身分の対
価について内金として金員を支払ったことを証明する者であつ
て、この支払いの特典としてその職業に従事する権能を享受し
ていた者については、親方身分の対価を全額支払った親方につ
いて上に定めた割合に従つて、前払い金 (avances) の償還が
おこなわれる。

第五条 職人および同業団体の総代は、その管理 (gestion)
について市町村に計算書を提出し、または報告する義務を負
う。市町村は、報告を点検し、各同業体の積極および消極の負
債および財産の一覧書 (état général) を作成する。当該一覧
書は、郡 (district) および県の執行部 (directoires) に送付さ
れ、執行部は、点検 (vérification) ののち、それを公債務の
清算を担当する国王委員 (commissaire du Roi) に渡す。国
王委員は、それについて財務委員会 (comité des finances)
に報告し、財務委員会から国民議會へ報告をおこなう。

(ただし、) 国王委員は、各個人の償還および職株の清算を

延期することができない。国王委員は、現状を確認し、必要が
あれば同業体によって一七七六年二月より前に締結された負債
の清算をおこなうために必要な報告書、証書、書類および情報
「資料」を交付させる。

第六条 おそくともこのデクレの審署から六月の期間内にな
される報告について検査がなされたのち、種々の同業組合
(corporations) の会計に「なお」存在する資産は、郡の会計
に払い込まれる。郡の会計は、それを特別「財政」の会計に計
上する。当該同業体の動産または不動産の所有権は、国有財産
の譲渡について定められた形式に従つて売却され、当該売却の
収入は、(同様に) 特別「財政」の会計に払い込まれる。

第七条 きたる四月一日から、すべての人は、自由に、その
よいと思う取引 (négoce) をおこない、職業「または」手工業
に従事することができる。ただし、まゑもつて營業免許状
(patente) を取得し、のちに定める料率に従つてその対価を
支払い、「現に」定められ、または定められることのある警察
規則に従う義務を負う。

營業免許状を取得する義務は、「次の者については」除外さ
れる：

1 無償または国庫によって俸給を受ける職務に従事する公
務員。ただし、その職務以外の他の職業に従事しない場合に限

る。

2 農業経営に従事する耕作者。

3 三労働日（分の課）税（taxe）のための動産税台帳（rôle de la contribution mobilière）に含まれていない人。

4 営業免許状をそなえた製造業者の仕事場で働く徒弟（apprentis）、仲間職人（compagnons）および賃金労働者（ouvriers à gage）。

5 家畜、農産物および「その他の」物産の販売にかんして、土地所有者および耕作者。ただし、自家産の飲料をはかり売り（à pinte et à pot）で販売する場合を除く。

第八条 花、果物、蔬菜、魚介、バターおよび卵を街頭、「中央」市場および公設市場で販売する男女の販売人は、店舗または屋台を有せず、かつ、他のいかなる取引もおこなわない限り、警察規則に従うことを義務として、営業免許状を取得する義務を負わない。

第九条 営業免許状を取得しようとする個人はすべて、毎年二月にその住所地の市町村にその届出で（déclaration）をおこなう。届出では、記載簿（registre à souche）に記載される。その者に対して、その届出用紙から切り取られた証明書（certificat）が交付される。この証明書には、その氏名およびその住居、店舗、倉庫および仕事場の賃貸価格（valeur locat-

ive）を記載する。ついで、動産税の収入吏（receveur）のもとに出頭し、収入吏のちに定める料率に従って営業免許状の対価の四分の一を現金で支払い、残余額を等分して三月、六月および九月に支払うことの承認（soumission）をおこなう。収入吏は、内金（à-compte）の支払済証（quittance）と「支払い」承認の受領証（récépissé）を証明書のうちに「記載して」交付する。この証明書、支払済証および受領証の提示によって、次年度について「の」営業免許状が執行部事務局（secrétariat du directoire）において交付される。証明書、支払済証および受領証は、郡の文書館に寄託され、登録される。

営業免許状の対価の四分の一を支払い、定められた時期に他の部分の弁済を怠る者は、動産税の支払いと「同じ方法で」支払いを強制される。

届出書、証明書、支払済証、承認書および営業免許状は、印紙を貼付した紙にこのデクレ付属の様式に従って「作成される」。

第一〇条 今年度の間、取引をおこない、またはなんらかの職業、および手工業に従事しようとする者は、きたる四月一日前にその市町村「役場」に出頭し、同月末日までに、前数条によって定める方式（formalités）をみたす義務を負う。これらの者は、料金（droit）の三分の一を現金で弁済し、第二の三

分の一をきたる七月中に、残余分をきたる一〇月中に支払うこととの承認をおこなう。

これらの者に交付された営業免許状の享受は、きたる四月一日からはじまり、その対価は、爾後、一年について付与される営業免許状の「対価の」四分の三と定められる。

第一条 一年の途中で営業免許状を取得しようとする個人は、定められた方式をみたすことによつてその権能を取得する。料金は、営業免許状の申請 (demande) をおこなつた四半期の初日から、年度の残余「期間」について計算される。

第二条 のちに除外するものは、取引、手工業および職業のための年間の営業免許状の対価は、それを申請する者によつて占用されている住居、店舗、倉庫および仕事場の賃賃料の価格または賃賃価格に比例して以下の割合に従つて決められる。

四〇〇リイヴルまでは賃賃料一リイヴルにつき二スウ、四〇〇から八〇〇リイヴルまでは一リイヴルにつき二スウ六ドニエ、および八〇〇リイヴルを超えるときは一リイヴルにつき二スウ。

第三条 他の営業または職業に従事しない製パン業者 (boulangers) は、前条によつて決められる営業免許状の対価の二分の一のみを支払う。

第四条 その取引、手仕事または職業にあわせて、ブドウ酒商 (marchands de vin)、醸造業 (brasseurs)、レモナード販売業 (limonadiers)、蒸馏業 (distillateurs)、酢造り業 (vinaigriers)、ビールおよびシードル商 (marchands de biere et de cidre)、旅宿業 (aubergistes)、飲食を提供するホテル業 (hôtels)、食堂料理店業 (traiteurs-restaurateurs)、トランプ製造および販売業、タバコ製造業および販売業をおこなおうとする個人は、「また」上に掲げた職業にのみ従事する者も、以下の割合に従つてその営業免許状「の対価」を支払う。その住居および附属建物 of 全賃賃料が二〇〇リイヴル以下であるときは三〇リイヴル、この賃賃料の価額が二〇〇リイヴルを超え四〇〇リイヴルまでであるときは、その価額一リイヴルにつき三スウ六ドニエ、この賃賃料の価格が四〇〇リイヴルを超え六〇〇リイヴルまでであるときはその価格一リイヴルにつき四スウ、六〇〇リイヴルから八〇〇リイヴルまでであるときは四スウ六ドニエ、そして八〇〇リイヴルを超える賃賃料については一リイヴルにつき五スウ。

第五条 その自家産の飲料を小売りしようとする所有者および耕作者には、一月または数月の営業免許状が交付される。当該営業免許状の対価は、一月あたり三リイヴルである。営業免許状は、定められた方式が履行され、その対価が動産「税」

および住居税の徴収担当者の手に支払われたのちでなければ、交付されない。ただし、この営業免許状は、年度の間では、六月を超えては、付与されることができない。この期間を超える場合は、営業免許状は、年間免許状とみなされ、かつ、そのようなものとして支払われる。

第一六条 都市、田園、指定市場および自由市場で取引をおこなう行商人〔および〕その住所外で、かつ、指定市場の時期外に取引またはその職業に従事する旅商人は、このデクレ附属の様式に従い、定められた方式をみたしたのちに個別の特別営業免許状を取得する義務を負う。行商人および旅商人の営業免許状の対価は、全額、現金で支払われ、第二二条の割合に従って定められる。ただし、これらの者の住居 (domicile) の賃貸料の価格がより低い割合に相当するときでも、荷を担う商人については一〇リィヴル、馬匹またはその他の駄獣をその営業に用いる者については五〇リィヴル、車輛を使用する者については八〇リィヴルを下ることができない。当該行商人および旅商人は、要求されれば、その住所およびその動産〔税〕および住居税を証明し、その営業をおこなう場所の市町村吏に行商人または旅商人の営業免許状を提示する義務を負う。

第一七条 市町村の会計に、その固有の経費にあてるため各の営業免許状の対価一リィヴルにつき二スウが払い込まれる。

市町村吏は、いかなる個人も、上に定められた方式をみたさず、かつ、料金を支払わないで、このデクレによって営業免許状に服する職業に従事するにいたらないように監視する。

第一八条 営業免許状を取得した個人はすべて、それを使用する前に市町村〔役場〕に持ちかえり、第九条によって定められる届出書の下部に認証 (certificat) の付与をうけなければならない。すべての行商人および旅商人はいっそう、その住所の市町村以外のすべての市町村においてその営業免許状の認証をうけなければならない。指定市場のときのみ旅商人は、この規定から除外される。

各市町村において、営業免許状を取得した人の氏名およびその営業免許状の認証をうけた旅商人または行商人の氏名のアルファベット順の名簿または登録簿が作成される。この名簿は、市町村の事務局に寄託され、すべての人は、自由にそれを閲覧することができる。

第一九条 前数条によって定められた方式をみたさず、営業免許状を取得しないで取引をおこない、なんらかの職業または手工業に従事する個人はすべて、取得すべき営業免許状について定められた対価の四倍の罰金を命じられる。

第二〇条 営業免許状を有しない人によって製造されまたは販売に供された商品は、没収される。

第二一条 営業免許状取得者の登録簿に登録されない人はすべて、県の総代理官 (procureur- syndic)、郡の総代理官または市町村の代理官の請求 (réquisition) によって、営業免許状に服する職業に従事したか否かを公判廷において申述するため、郡の裁判所に召喚される。自由の場合には、このデクレによって定められた刑罰に処せられる。

第二二条 営業免許状の取得に服するいかなる個人も、その営業免許状の原本または謄本を提出しない場合は、その取引、職業、〔または〕手工業を理由として訴訟上の請求 (demande en justice) をし、それらにかんする行為を抗弁および防禦の形式または方法によって援用し、またはそれらにかんする行為、協定 (traité) もしくは和解 (transaction) を公署〔証書の〕形式でおこなうことができない。証書または執達書 (exploit) の冒頭にその旨の記載をする。

この規定に違背する執行吏および公証人はすべて、違反の各について五〇リイヴル、再犯の場合は、五〇〇リイヴルの罰金を命じられる。

営業免許状に服する職業の従事にかんして、本条に違反してなされた民事上または裁判上の証書、執達書および私署証書は、当該証書または執達書にかかわる職業の従事について定められた営業免許状の原本または謄本が収入吏に提示され、収入

吏がその旨の記載をしなければ、登録をみとめられ（ることはできない）。これに違背する場合は、違反の各について五〇リイヴル、再犯の場合は五〇〇リイヴルの罰金に処せられる。

営業免許状に服する職業の従事について法律によって方式が定められている場合、なにびとも、定められた営業免許状の原本または謄本と同時に提出するのではないときは、〔編綴〕番号および花押を受けるためにその登録簿を裁判官に提出すること（同様に）できない。この場合、裁判官は、〔編綴〕番号および花押を付与することができず、これに違背するときは、違反の各について五〇リイヴルの罰金に処せられる。

なにびとも、その営業免許状の原本または謄本を提出しない場合は、商事裁判所の被選挙資格者の名簿または裁判所で勤務し、もしくは宣誓し、かつ、営業免許状に服する吏員の名簿に登録されることができない。

裁判所の国王委員は、このデクレの執行を監視する。

第二三条 営業免許状に服する職業を理由として行使される訴権または提起される防禦〔方法〕を有しながら営業免許状を取得することを怠っていた者には、三倍の料金の支払いによって、補充免許状が交付される。

第二四条 なにびとも、その営業免許状の原本または謄本を提出するのなければ、その動産税から、その仕事場、工事

場、店舗および倉庫の賃貸価格に比例する税〔額〕を減額することは許されない。

第二五条 営業免許状を有する人はすべて、良好かつ十分な保証人をたてて、第一八条によって市町村の事務局にそなえられる名簿または登録簿に氏名が登録されていない製造業者、労働者または商人によって製造されまたは販売される商品の差押えを請求し、その没収を訴追することができる。

市町村の代理官は、必要があれば、自ら請求および訴追をおこなわなければならない。

第二六条 営業免許状なしで、かつ、訴追をうけることなく、同一の郡の他の市町村の域内で職業、製造または取引がおこなわれていることを知っている市町村の代理官はすべて、違反して製造され、または販売される商品の差押えを請求し、没収を訴追する。

郡の総代理官は、その郡の全域内において、県の総代理官はその県の全域内において、同一の場合、同一の訴追および請求をおこなう。

第二七条 営業免許状を有する個人によって訴追がおこなわれた場合は、罰金および没収の収入は、国庫とこれらの者の間で折半される。市町村の代理官の側からの訴追の場合は、収入は、市町村の会計と、国庫の間で折半される。

郡または県の総代理官の側からの訴追の場合は、収入は、全部国庫に帰属し、前者の場合は、郡のひとびとの必要にあてられ、後者の場合は、県のそれにあてられる。

第二八条 違反は、民事訴訟について定められた形式に従い、地区の裁判所において、認定され、かつ、訴追される。このデクレは、直ちに国王の承認 (acceptation) に付せられる。

[原典、Duvergier, 1791, pp. 230 et s.]